

○奨学生表彰者選考委員会規程

平成9年5月1日

達第939号

改正 平成11年9月14日達第986号

(設置)

第1条 日本育英会寄付金事業実施規程第3条に基づき、本部に奨学生表彰者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の職務)

第2条 委員会は、会長の諮問に応じ、日本育英会（以下「会」という。）が募集する論文等（以下「作品」という。）の表彰者の選考を行う。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長1名及び委員若干名をもつて組織する。

2 委員会に、必要に応じて、専門委員を置くことができる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は委員の互選で定める。

2 委員長は、委員会会務を総理する。

3 委員長及び委員は、作品の審査を行う。

4 専門委員は、委員長及び委員の審査に付す作品の選考を行う。

(委員等の委嘱)

第5条 委員は会長が、専門委員は理事長が、それぞれ毎年度委嘱する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、会長が招集する。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画広報部広報課が担当する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成9年5月1日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成11年9月14日達第986号）抄

(施行期日)

1 この規程は、平成11年9月14日から施行し、平成11年4月1日から適用する。